

平成28年4月1日

新潟市水道局
建設工事入札参加者各位

新潟市水道局
総務部技術管理室

補助技術者の配置について

標記制度については、平成25年4月1日付けで通知しているところですが、兼務の取り扱いについて変更しましたので、改めてお知らせします。

1 緩和措置の内容

○主任(監理)技術者のほかに補助技術者1名の配置を認める。

2 緩和措置の対象工事

○新潟市水道局発注工事のすべて

3 補助技術者の兼務

○技術者の専任を要しない工事の補助技術者の兼務は可能とする。

○技術者の専任を要する工事の補助技術者の兼務は、主任技術者の取り扱いと同様とする。

○現場代理人との兼務を認める。

※補助技術者として配置される同一工事の現場代理人との兼務は可能ですが、その場合は、他の工事の補助技術者にはなれません。(他の工事の現場代理人として兼務可能な場合を除く)

4 補助技術者の資格

○主任(監理)技術者となりうる実務経験者及び国家資格保有者

5 提出書類

○契約締結後、補助技術者名を記載した「工事着手届」を監督員に提出するものとする。

6 対象金額

○予定価格が250万円超の建設工事

7 その他

○本運用に基づいて配置した補助技術者の取扱いは、主任(監理)技術者の扱いと同様とします。

○受注時または変更契約時に工事請負代金が500万円以上となった場合は、補助技術者をコリンズ(技術者情報)へ登録して下さい。

8 本運用の適用時期

○平成28年4月1日以降の指名通知,入札公告案件から適用

工 事 着 手 届

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

受注者 住 所

氏 名

印

下記のとおり工事に着手したので届けます。

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	
工事着手年月日	平 成 年 月 日
現 場 代 理 人	
主 任 専任主任 技術者	補助技術者を設ける場合は、主任・専任技術者欄に添書し、 氏名を記載してください。
補 助 技 術 者	

注 主任・専任主任の該当の○を付すこと。